昭和32年4月1日公安委員会規則第3号

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則をここに公布する。

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則

秋田県警察職員定数条例 (昭和29年6月30日秋田県条例第33号) 第3条の規定に基づき、 この規則を制定する。

第1条 秋田県警察職員の部署別及び階級別定員は、別表のとおりとする。

(昭和56年公安委員会規則第3号・一部改正)

第2条 前条に規定する配分の細部については、秋田県警察本部長が別に定めるものとする。

附則

- 1 この規則は、昭和32年4月1日から施行する。
- 2 秋田県警察職員の定数の配分に関する規則(昭和31年4月10日秋田県公安委員会規則 第2号)は、廃止する。
- 3 平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間における警察官の部署別及び階級別 定員は、別表の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

階級の区分部署の区分		警	視	警部		警部補	巡査部長	巡	查	計
本	部		人		人	人	人		人	人
			50		85	174	131		102	542
署			29		75	283	405		488	1, 280
計			79		160	457	536		590	1,822

(平成4年公安委員会規則第5号・平成5年公安委員会規則第2号・平成6年公安委員会規則第2号・平成7年公安委員会規則第2号・一部改正)

附 則 (昭和33年公安委員会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和34年公安委員会規則第3号)

この規則は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則(昭和35年公安委員会規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、警察署の項の改正規定は、昭和35年1月 1日から適用する。

附 則(昭和35年公安委員会規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

附 則(昭和35年公安委員会規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和37年公安委員会規則第2号)

この規則は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則(昭和41年公安委員会規則第3号)

- この規則は、昭和41年4月12日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。 附 則(昭和42年公安委員会規則第2号)
- この規則は、昭和42年4月1日から施行する。 附 則 (昭和43年公安委員会規則第4号)
- この規則は、昭和43年3月28日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。 附 則(昭和44年公安委員会規則第6号)
- この規則は、昭和44年4月1日から施行する。 附 則(昭和56年公安委員会規則第3号)
- この規則は、昭和56年4月1日から施行する。 附 則(昭和57年公安委員会規則第3号)
- この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年公安委員会規則第4号)

- この規則は、昭和58年4月1日から施行する。 附 則(昭和59年公安委員会規則第3号)
- この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年公安委員会規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年公安委員会規則第6号)

この規則は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則(昭和63年公安委員会規則第2号)

- この規則は、昭和63年4月1日から施行する。 附 則(平成3年公安委員会規則第4号)
- この規則は、平成3年10月1日から施行する。

- 附 則(平成4年公安委員会規則第5号) この規則は、平成5年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成5年公安委員会規則第2号)
- この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年公安委員会規則第2号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年公安委員会規則第2号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年公安委員会規則第2号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年公安委員会規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年公安委員会規則第1号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年公安委員会規則第2号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年公安委員会規則第4号) この規則は、平成12年4月1日から施行する。 附 則(平成13年公安委員会規則第6号) この規則は、平成13年4月1日から施行する。 附 則(平成14年公安委員会規則第5号) この規則は、平成十四年4月1日から施行する。 附 則(平成15年公安委員会規則第4号) この規則は、平成15年4月1日から施行する。 附 則(平成16年公安委員会規則第4号) この規則は、平成16年4月1日から施行する。 附 則(平成17年公安委員会規則第5号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則(平成18年公安委員会規則第8号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則(平成19年公安委員会規則第4号) この規則は、平成19年4月1日から施行する。 附 則(平成20年公安委員会規則第4号) この規則は、平成20年4月1日から施行する。 附 則(平成21年公安委員会規則第3号) この規則は、平成21年4月1日から施行する。 附 則(平成22年公安委員会規則第5号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則(平成23年公安委員会規則第5号) この規則は、平成23年4月1日から施行する。 附 則(平成24年公安委員会規則第3号) この規則は、平成24年4月1日から施行する。 附 則(平成25年公安委員会規則第2号) この規則は、平成25年4月1日から施行する。 附 則(平成26年公安委員会規則第3号) この規則は、平成26年4月1日から施行する。 附 則(平成27年公安委員会規則第3号) この規則は、平成27年4月1日から施行する。 附 則(平成28年公安委員会規則第5号) この規則は、平成28年4月1日から施行する。 附 則(平成29年公安委員会規則第5号) この規則は、平成29年4月1日から施行する。 附 則(平成30年公安委員会規則第3号) この規則は、平成30年4月1日から施行する。 附 則(平成31年公安委員会規則第4号) この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年公安委員会規則第3号) この規則は、令和2年4月1日から施行する。 附 則(令和3年公安委員会規則第7号) この規則は、令和3年4月1日から施行する。 附 則(令和4年公安委員会規則第4号) この規則は、令和4年4月1日から施行する。 附 則(令和5年公安委員会規則第6号) この規則は、令和5年4月1日から施行する。 附 則(令和6年公安委員会規則第7号) この規則は、令和6年4月1日から施行する。 附 則(令和6年公安委員会規則第7号) この規則は、令和7年公安委員会規則第3号) この規則は、令和7年4月1日から施行する。 附 則(令和7年公安委員会規則第3号) この規則は、令和7年4月1日から施行する。 別表(第1条関係)

職員の区分	警察官							
階級の区分部署の区分	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	計	以外の職員	
本部	人	人	人	人	人	人	人	
本 司	53	97	176	146	197	669	293	
署	23	76	204	414	603	1,320	95	
計	76	173	380	560	800	1,989	388	

(昭和63年公安委員会規則第2号・全部改正、平成3年公安委員会規則第4号・平成4年公安委員会規則第5号・平成8年公安委員会規則第2号・平成9年公安委員会規則第3号・平成10年公安委員会規則第1号・平成11年公安委員会規則第2号・平成12年公安委員会規則第4号・平成13年公安委員会規則第6号・平成14年公安委員会規則第5号・平成15年公安委員会規則第5号・平成16年公安委員会規則第4号・平成17年公安委員会規則第5号・平成18年公安委員会規則第8号・平成19年公安委員会規則第4号・平成20年公安委員会規則第4号・平成21年公安委員会規則第3号・平成22年公安委員会規則第5号・平成23年公安委員会規則第5号・平成24年公安委員会規則第3号・平成25年公安委員会規則第5号・平成29年公安委員会規則第5号・平成30年公安委員会規則第3号・平成31年公安委員会規則第4号・令和2年公安委員会規則第3号・平成31年公安委員会規則第4号・令和4年公安委員会規則第4号・令和5年公安委員会規則第6号・令和6年公安委員会規則第7号・令和7年公安委員会規則第3号・一部改正)